

議 長 日程第5「議案第30号松田町公園条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本件につきましては、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。産業厚生常任委員会委員長 大館秀孝君。

産業厚生常任委員長 それでは報告申し上げます。平成29年9月27日、松田町議会議長 中野博殿。産業厚生常任委員会委員長 大館秀孝。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、9月14日に委員6名中5名出席及び9月27日に委員全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、平成29年第3回議会定例会において付託された「議案第30号松田町公園条例の一部を改正する条例」について、慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告いたします。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、過去の収支状況や今後の収支計画、上限料金設定の根拠などを詳細に審査しました。審査の結果、来客者の立場や来客数を確保することを考慮し、一気に3倍（1,500円）の上限設定ではなく、2倍（1,000円）を上限設定とし、今後指定管理者の企業努力を求められたい。

よって、原案の一部を修正すべきと結論に達しました。

なお、参考資料として、最後のページですね、一番最終の欄で、駐車料金、普通車以上のアンダーラインがしてあります1回1,000円をですね…右の欄の1回1,500円を左のほうで1,000円ということに決まりましたので、報告を申し上げます。

なお、私のほかにほかの委員がおりますので、細部説明をお認め願いますようお願いいたします。以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 利 根 川 二、三質問をさせていただきます。産業厚生常任委員会の皆さんには、真摯な御討議ありがとうございました。なお私が質問したいのは、全員協議会でですね、オートバイの来場者についての料金設定はどうするのか、あるいはマイ

クロバスはどうするのかという意見が出ておりました。それについてどのような審査をなされたか、御意見を、その結果を報告願いたいと思います。

まずですね、私が1つ疑問に思うのは、今回のこの料金改定についてはですね、いわゆるハーブガーデンの指定管理者に対して、指定管理収入だけでは足りなくて、毎年町から600万円の補助を出すような結果になっていると。この何とかこの赤字の部分の補填を解消したい。については、駐車場料金を含めた形です、指定管理ができないものか、そういう町側からの意見が出されておりました。

そして、一気に3倍ということではなくて、これはあくまでも上限設定であります。今まで500円だったものを一挙に1,500円にするわけではなくて、それは執行者と指定管理者との話し合いの中で、じゃあ500円を800円にするべえじゃないとか、1,000円にしようじゃないとか、そういう話し合いの中で決めていくものだ。あくまでも上限規定であるという、この辺の説明を、この辺をどう御討議されたか。2点目ですね。

それから3点目、これは来客する人たちの経済的負担のバランスを考えた数字だと私は思うわけですよ。例えば、自家用車で家族4人でですね、桜見物に来たと。ある方は親水公園の野球場の隣にですね、車をとめたと。車をとめると駐車料があそこは300円、家族4人でバスへ乗って松田山まで上って往復300円ですから、1,500円になると。1,500円になりますね。ある方は、家族4人で直接現地の山へ来て500円です。これ、非常にですね、そこに1,000円の差額の差が出るわけですね。車で来られる方は、親水公園におとめになる方も松田山の頂上にとめられる方も、ほとんどの方は町外の方です。町外の方に対してですね、松田町は年間600万円の赤字補填をなぜしなきゃいけないのか。受益者負担の原則で言うならば、桜見物に来ていただける方々が指定管理料をそっくら駐車料の中で払っていただくのが一番よいではないかというふうに私は思いますから、その3点についてどのような審議をなされたか、御意見を賜りたいと思います。

12番 大 館 利根川議員の質問に対して答弁をさせていただきます。第1点目のオートバイ、マイクロバスの件についてはですね、マイクロバスについては送り迎えだ

けで、すぐ帰ってもらうということで、駐車場を設定する必要はないんじゃないかというような意見。それと、オートバイについては、今までやっていたオートバイをとめていたところで、とめられるんだらうというようなことで、その声にはそれ以上の検討はしませんでした。

それから、2番目のですね、一気に3倍ということについてはですね、設定をされれば今度指定管理者に指定をするわけですから、町が決めるんじゃないくて、指定管理者がですね、上限設定はできるわけですよ。あくまでも軽減も含めて。ですから、その1,500円ということを上限を設定してあれば、自由に決められるわけじゃないですか。と思うんですけども。それとですね…あくまでも議会承認が必要な。

それとですね、小田原の住民の方から、1,500円では今まで孫や子供を連れて、年何回か行っていたんですけれども、1,500円、なかなか行きづらくなるので、ぜひ、せめて1,000円どまりにしてほしいというような要望も出されている、そういうものを考慮しました。ですから、その範囲で、1,000円の範囲でということに結論づけたわけなんですけれども。

3点目は何だっけ…（私語あり）その格差ですね、河川敷へとめた人はバスで来ると、そのくらいの、1,500円くらいの経費になるということは、余り我々委員会では議論しませんでした。というのはですね、皆さん方、今までの常任委員会ですね、産業厚生の常任委員会の構成の皆さん方ずっと何回もこの件については議論されてきたと思うんで、私たち突然かわって、まだなっただけでですね、その深く内容的には、1回しかやってませんので、議論されない。何か早く結論を出してほしいというような、そのような要請もありましたので、こういう結果とさせていただきました。以上です。不足についてはほかの委員に説明をお願いしたいと思います。

7 番 利 根 川 再質問します。上限規定1,500円というふうにもし決めたと、決めたとしても、1,000円と決めたとしてもですね、指定管理者が一方的に、じゃあ4月1日から1,200円にするよということはどうもできないような決まりになっていると思います。あくまでも執行者側と指定管理者側と協議の上、アッパーの1,500円の範囲で決めると。ですから、1,500円の上限規定をしたとしても、じゃあ来

年から1,000円にしようとか、あるいは1,200円にしようとか。あくまでも執行者側との協議の中、それはあくまでも経理内容を厳密に審査した上で設定をされると思いますので、その辺はちょっと認識が違うんじゃないかというふうに思います。ちょっとそれだけです。以上です。

- 議 長 よろしいですか。ほかに。
- 1 番 平 野 この間の全協でも少しお聞きしたんですけども、この本当に文面から、実際にはこのお祭りのときだというのがちょっとはっきりわからなくて、このまま報道などに出してしまうと、すごく値上げされたという感じになっちゃうんじゃないかと思ひまして、そこの点が1つ心配だということ。
- もう一つは、町民規定、町内と町外規定の区別が実際にはどのようにするのか。例えば町内の方が乗っていて町外の方がね、実は3人ぐらい乗っていたとか、そういうときに町内の規定で取っていいのかとか、その辺はどのような議論がなされましたか。
- 1 2 番 大 館 その辺の議論はしませんでした。我々の委員会ではしませんでした。
- 4 番 南 雲 それは委員会のときに資料をいただいて、町内の方が1人でも乗っていれば、免許証を出すとか身分を証明するものを出せば、町内の方の料金設定ということで伺いました。
- 1 番 平 野 そちらに関してはわかりました。それともう一つ、この文面で果たして祭りだけだということがちゃんと伝わるのかという、その辺に関してはどのような議論で。
- 4 番 南 雲 その点は議論されませんでした。ただ、私もすごいちょっとわかりにくい部分は前から感じていた部分がありまして、イルミネーションのときに料金をいただかない…払わなかったんですね、私たち行ったときに。それで、桜まつりのときはもちろん、券をいただいてましたので、それで入らせていただいたんですけども。だから、ちょっとその辺がすごいわかりにくいというか、そういうものを私自身も感じてました。この間の資料には、そのことは、桜まつりとはうたってあったと思うんですけども、その辺、ちょっとお祭りも、イルミネーションもお祭りだと思うんですけども、ちょっとその立て分けがよくわからないです。すいません。(私語あり)

- 議 長 1番、よろしいですか。
- 4 番 南 雲 ごめんなさい。だから、その辺がちょっとわからなかったということで。申しわけございません。
- 1 番 平 野 そうすると審議不十分ということになるんでしょうか、これは。
- 4 番 南 雲 ごめんなさい。ここに資料がございまして、委員会の資料として、駐車場の利用料金を桜まつり期間のみ1,000円と想定しました。駐車場の利用料金を指定管理者の収入とした場合、松田山ハーブガーデンの指定管理において、収支差額は発生しません。なお、駐車場料金、利用料金収入の対価として相当分の西平畑公園管理業務を町から指定管理者に移譲することとしていますということで、ございました、ごめんなさい。失礼いたしました。
- 議 長 ほかに。
- 2 番 田 代 初めに、閉会中の継続審査となっておりますこの議案第30号、公園の一部条例改正について、速やかに委員会を開催していただき、この臨時会で報告をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。これについて常任委員会で9月20日に改選された関係で、私ども前常任委員会で審査させていただいたんですけれども、当時、議案等が4件、陳情1件、条例の一部改正が3件、4件が付託されて、2件までは9月議会で報告して、何とかまとめられたんですけれども、2件についてはやはり非常に難しい問題だったということで、先送りしてしまった中で、今回、迅速な対応に感謝いたします。
- その中で、前任者として審査した中で、まず1点疑問がありますので、お願いいたします。先ほど利根川議員からもお話が出たように、河川敷の臨時駐車場に駐車される方との料金格差、事務局の経済課の説明ですと、河川敷料金、駐車料金300円。それとバス代150円×2、往復です。300円です。仮に4人乗っていたとすると、1,500円だと、合計が1,500円だというふうな説明でした。3人の場合はバス代が300円減りますので、1,200円だというふうな説明を受けましたので、私は個人的に一委員としては1,500円はまあ上限としては妥当なのかなと。ただ、先ほど報告の中でもありましたように、いきなり1,500円って、やっぱり町民感情もありますし、いろんな批判も出てくると思います。過去に、先ほど委員長から、何回もこれは議論したよというふうにお話あったんですけ

れども、私のこの記録から言いますと、平成21年9月議会です。その会期中の9月15日に1,000円という料金改定について全員協議会でお示しいたしました。そのときの話が、いや、500円から1,000円、高過ぎるよということで、桜まつりの期間だけ、河川敷との格差をなくすために、河川敷の臨時駐車場の料金と格差をなくすためという議論をしたんですけれども、1,000円、ちょっと難しいようなんです、条例案を出さずにいってしまったということがあります。それから8年間たちまして、今回上限を1,500円と出しました。

これについて私は、1,500円は上限、上限でお認めして、附帯項目として1,000円にするべきだと。それについてはやはり諸般の情勢、また議会とも相談しながら進めていくと、そのような報告もできたと思うんですけれども、この件についていかがでしょうか。

12番 大 館 我々もですね、短期にこれ、報告書を出さなきゃいけないという負い目がありましたので、今、田代議員が言われたようなことも含めてね、議論はしたんですけれども、やっぱり1,500円というのがひとり歩きをしちゃう部分、非常に今、田代議員言われるように、心配してるわけですよ。あくまでも条例で1,500円上限が…上限と言われても、一般の方々はその意味が、そのものがね、すぐ1,500円になっちゃうんじゃないかという心配があるんで、入り込み客にも影響は及ぼす、そういうのも考慮して、せめて1,000円どまりでということで委員会では考えて、こういう報告書になったわけです。

2番 田 代 報告書では、町民感情を考慮して…あ、ごめんなさい、来園者、来園客の立場を考慮して1,500円ではなく1,000円と。これは感情論でわかります。ただ、審査する以上、1,000円の根拠、こういったものがどういうふうにして出されたのか。再度お願いいたします。

8番 小 澤 最初に、町のほうからですね、1,500円という、上限ということではあったけれども、1,500円で全てが計算をされていて、これは町民、ここの桜を見に来る観光客の目線で見えてない数字だということが一つ大きな前提としてありました。それからもう1点、先ほど利根川議員のほうからありました河川敷へ車をとめたときに、4人で乗ってきたときというような計算されてましたけれども、町のほうでは平均3人だと。3人で来て、河原へ車をとめて、往復バスで

やると1,200円。それであるならば、駐車場も1,200円でもいいのではないか、
こういうような議論もあった中で、ただ、徴収するのに非常に、百円玉が出て
くるということで、1,000円、1,000円でどうだろうか。確かに1,000円で計算
していきますと、指定管理者のほうの指定管理料を賄ったり、あるいは28年度
の赤字部分を賄ったりすると、若干のマイナスが出るおそれがあるけれども、
その部分は企業努力によって吸収していただこうと。1,000円にすることによ
って、観光客に対して500円が1,000円、しょうがないのかな。1,500円とい
うことに対しては、小田原の方からも投書がありましたけれども、上げ過ぎだ
よと、こういうような意見もあって、一般の観光客の目から見れば、去年まで
500円でいっていたものが、ことし何で1,500円になるんだと。こういうような
やっぱり拒否反応もありますので、そういうようなことから1,000円でいった
らどうかと。そういう形で1,000円ということを決めさせていただきました。
以上です。

2 番 田 代 1,000円の根拠、ありがとうございます。ただ、私、これ、桜まつりの限定
ということで、上限を1,500円とする条例案でありますので、附帯項目で1,000
円、それで当分の間これでいけよと。当然、指定管理者が勝手に上げられるわ
けじゃないです。町長と協議して、その協議が調って初めて上がるということ
ですから、これについてはそういったことで、私は附帯項目で入れればよかつ
たのかなと感じます。

あともう1点教えてください。中型バス以上の車両、これ前者の利根川議員
からもありましたけれど、それと自動二輪車ですか、マイクロバス、自動二輪、
個人的には125cc以上で私は考えているんですけど、これが明記されなかった。
このことについて、この公園条例の駐車料金が設定されたのは、多分東名の側
道から駐車場までの進入路の幅員、これが狭かった時代だと思います。乗用車
しか入れなかった時代、それがたしか平成15年ごろから3カ年ぐらいで、今の
幅員が広がって、御存じのように中型バス、または素人目で大型バスが出入り
しています。先ほどの説明で、バスは回送だけだと、おろしてしまって、とめ
ないというふうに言われますけれども、そういう御意見でありましたけれども、
実態はとまっています。例えば、旅行会社が松田の桜まつりにバスで何台も入

ってます。一定時間駐車してます。それとか、個人で旅行で、マイクロバスで入ってくるようなものもあります。ですから、実態としては大型バスとまっています。これに対して、回送だから見なかったというお話なんですけど、ちょっと実態とずれてるように感じますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

8 番 小 澤 マイクロバスにつきましては、原則として上の駐車場には置かないと、町からの説明がありました。ただ、そういった個人や、あるいは団体にマイクロバスで来たときには、乗りおりだけをそこでさせますよと。それで、おろしてしまったら下へおりてもらおうと。現実には富士急さんのバスが来ていますけれども、あれも桜まつりの期間中は御殿場のほうから動員したりして、中型くらいのバスも入っていますけれども、大型はとにかく上まで上がりません。カーブができませんから、中型以降のバスということですが、マイクロバスにつきましても上まで行っても、そこでおろしたら、すぐおりてもらおうと、そういうような町の説明がありましたので、それならいいだろうということですね。オートバイにつきましても、確かにあそこの頂上からちょっと下の、あれは9合目ですか、9合目のところに少しくぼみがあって、そこに今、オートバイを置いているんですけども、このオートバイの駐車場も、上のところにつくりますかというような質問をしてみました。しかし、乗用車のほうでいっぱいなので、それをつくりませんと。そこのあいたところにとめていただいて、いっぱいならば、それはおりてもらおうと、こういうような説明ですので、それでそういうことならばということで、納得をしたわけです。以上です。

2 番 田 代 ただいま小澤議員から、事務局から中型バスはとめないようにするという説明を聞いて、私、びっくりしております。どういうことかといいますと、観光ボランティアとして実態をもう何年間も見られていると思います。そのような中で、実態は今、とまっています。帰してる車両も一部ありますけれども、基本的には駐車しております。そういう実態があるのであれば、もう時代に即応した形で私はやるべきだと思います。

8 番 小 澤 私も、もう観光ボランティアとして10年近く、あの桜まつりの間、あそこに立っています。確かにそういう事例もありましたけれども、今回の駐車料金の値上げについて、そのマイクロバスのことが話題になったわけですが、

担当課長のほうとしてはそれはやりませんと。乗降させるだけですと、こういうようなお話がありましたので、過去はどうであれ、これからについてはそういう形でいかれると、こういうように聞いております。以上です。

2 番 田 代 審議内容についてはよくわかりました。ありがとうございます。終わります。
議 長 ほかにございませんか。ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略のお声です。討論を省略して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第30号松田町公園条例の一部を改正する条例について採決を行います。採決は2回行います。本案の委員会報告は修正案の可決でありますので、まず委員会の修正案について1回目の採決を行い、その次に修正案を除く原案について2回目の採決を行います。もう一度申します。採決は2回行います。1回目の採決は修正案について行います。2回目の採決は修正案を除く原案について行います。おわかりですね。それでは、議案第30号…。

1 2 番 大 館 ちよっとお尋ねします。修正案が可決されれば、その2回目の原案可決というのはいらないんじゃないですか。

議 長 いいえ、修正案はあくまでも1,500円を1,000円にということですね。これが修正案です。1点だけ。それ以外のことについては、原案のとおり再度採決を求めます。(「了解」の声あり)

それでは、議案第30号松田町公園条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)について、委員会修正案について賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決されました。

ただいま修正案が可決されましたので、続いて修正議決をした部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員でございます。よって、修正した部分を除く部分は原案のとおり可

決されました。